

木炭精煉計 計測マニュアル

Ver. 1.0 2021年5月

炭やきの会

1. 木炭の計測場所は木口（断面）とその反対の面の2か所とする。
2. 計測する際は、木口の隙間のないところを選んで電極を当てること。
3. 採用する数値は、2つのうち大きな数値とする。

注1 木口を測定個所に指定する理由：

- ・側面と木口面で大きな差がないこと
- ・側面の測定では木炭の長さによって測定位置が違い、数値にも差が出てくる可能性があること。
- ・木口面とすることで測定個所が特定されること。

注2 採用する数値を大きな数値にする理由：

- ・大きな数値を選ぶことでより控えめな数値を消費者に伝えることができること。

注3 細粉化された木炭や竹炭、もみ殻炭等の木口が不明瞭の場合は一定量(100～500mL程度)の炭化物の任意の場所2か所を計測すること。